

第 編 公 園 編

第1章 植 栽

第1節 総 則

1 - 1 - 1 一般

1. 公園工事及び街路工事に付帯する造園に関する工事については、特記仕様書によるほか、下記によらなければならない。
2. 受注者は、工事着手前に、工事現場内の既設埋設物等の調査を行い、物件の移設・保護等について監督員の承認を受けなければならない。
3. 受注者は、既存樹、その他保存物件で、工事中損傷の恐れのある箇所は、割竹幹巻き、保護柵、注意札等を施さなければならない。

第2節 樹木等

1 - 2 - 1 用語の定義

1. 樹高とは、根元より樹冠頂までの寸法であって、尖端または徒長枝を含まない。
2. 枝幅（葉張）とは、樹の四方への枝張りを示し、特に指示のない限り前後左右の平均幅であり、徒長枝は算入しない。
3. 目通り周とは、根元より1.2m上がりの幹廻りの長さで、双幹以上のものを使用する場合の目通りの廻りは、各幹廻り合計の70%の寸法とする。
4. 株物とは、樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。
5. 根鉢とは、樹木の移植に際し掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。

1 - 2 - 2 材料

1. 樹木は、予め根廻し、または移植を済ませた細根の多い栽培品であつて、設計図書に示す指定寸法を有し、樹勢旺盛で、樹型が整い、病虫の被害のないものでなければならない。
2. 樹木の高さ、幹廻り、枝幅の寸法は、特に指示のない限り、すべて最低限度を示すもので、枝下寸法は特に指示のない限り、最高限度を示すものとする。
3. 樹木は、根の発育状態に応じた根元直径の5倍以上を直径とする鉢を有し、縄または、むしろで堅固に根巻をしなければならない。ただし、落葉樹については、監督員の承認を得て、鉢土無しとすることができる。この場合に根部は濡れむしろで覆うものとする。
4. 株物は、設計図書に示す指定寸法以上を有し、予め根ごしらえした栽培品で枝葉繁茂し、病虫の被害のないものでなければならない。
5. 株物の寸法は、樹木に準じ、何本立というのは、指定寸法以上の高さがあり、1株から指定数以上を株立てしたものをいう。
6. 支柱丸太は、杉長丸太、または杉切丸太で、設計図書に示す寸法を有し、割れ・腐朽・虫食いがなく、梢ごけがない平滑な幹材で、かつ真直な皮はぎ丸太でなければならない。

7. 真竹は、真直な2年生以上のもので変色していないものでなければならない。
8. 杉皮は、大節穴・割れ・虫食い・朽ちのないものでなければならない。
9. しゅろ縄は、赤しゅろで、設計図書に示す寸法をもち、より合わせが均一であり、強く、しなやかなものでなければならない。
10. 縄類は、設計図書に示す寸法をもち、より合わせが均一で、使用に耐えるものでなければならない。
11. むしろは、設計図書に示す寸法をもち織目が均一で使用に耐えるものでなければならない。
12. 黒ぼか土は、黒色の肥沃な土であって、雑草・がれき・赤土等混入していないものでなければならない。
13. 荒木田は、河川沿岸産であって石等の混入していない良品でなければならない。

1-2-3 保護・養生

1. 樹木及び株物は、材料検査合格後に速やかに植込むこと。搬入日に植込みが困難な場合は、仮植え又は十分な保護養生により、根の乾燥等を防止すること。
2. 運搬に当たっては、幹や根の損傷、鉢くずれ等のないよう保護養生に注意すること。
3. 現場に搬入する樹木、株物は、樹種、植栽時期等を考慮し、必要に応じ、こも等で幹巻きを施すこと。

第3節 植栽工

1-3-1 植栽計画

1. 受注者は、植栽にあたって、1回分の樹木の堀取り・搬入・植付けを短時間のうちに終わり、樹木を放置しないよう予め計画をたてて行わなければならない。
2. 受注者は、やむを得ない事由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えをするか、または完全な保護対策を講じなければならない。

1-3-2 樹木の植栽

1. 受注者は、樹木の植栽にあたっては、植栽しようとする樹木の葉張りに応じて、根鉢直径1.5倍以上の大きさに植穴を掘り、がれき、不良土、その他樹木の生育に害のあるものを取り除いて、底部を耕うんし、やわらかくしてから、良土を敷均し、植場に応じて見付け良く立込まなければならない。
2. 受注者は、立込後、設計図書の仕様に従った土を、根廻りに入れ、水極めして埋戻しをしなければならない。

1-3-3 株物の植栽

1. 受注者は、株物の植栽にあたっては、樹木の配置を考慮し、主景となる樹木を、先に主要箇所配置して景趣の骨組を作り、これにならい、順次、全般的に配植するものとする。
2. 受注者は、植栽にあたっては、樹木に準じて、地ごしらえ、客土、水極め等をしなければならない。

1 - 3 - 4 芝の植付

受注者は、芝の植付にあたっては、15cmの深さに耕うんし、土塊を砕き、がれき、雑草等を取り除いて、設計図書に従い、整地したところに芝片を張り付け、軽く転圧するものとする。特に指示する場合は、芝片1枚につき目串2本を打ち付け、目土として良土を全面に平均して散布し、芝の間隙に充填するよう掻均し、静かに灌水しなければならない。

1 - 3 - 5 支柱の取付

1. 受注者は、樹木に支柱を取り付ける場合には、設計図書の仕様により、指示された丸太、または真竹で樹木の大きさに応じ形態、地形を考慮の上、取り付けるものとする。
2. 受注者は、三脚支柱またはこれに類する支柱の施工については、設計図書に示す寸法の丸太を適度の傾斜で要所に取り付け、基部は地中に埋込み、設計図書に示す寸法の留杭と釘止め及び鉄線で綾掛け・割掛けとも3度掛け結束するものとする。受注者は、樹木との結合部は、樹木に杉皮巻のうえ、しゅろ縄で綾掛け・割掛けとも2本寄り3度掛けで動揺しないよう結束するものとする。丸太相互の結合部は、上記に準じ鉄線掛けとする。
3. 受注者は、鳥居支柱、またはこれに類する支柱は、樹木の植栽に先立って立て込むものとする。支柱は、設計図書の仕様により、高さ前後左右の通りに注意して天神を釘打ちしなければならない。釘打部の結束は、鉄線により綾掛け・割掛けとも3度掛けとし、結び目は必ず下に廻しておかなければならない。樹木との結束部は、樹木に杉皮を巻付けのうえ、しゅろ縄で綾掛け・割掛けとも2本寄り3度掛けして結束する。
4. 受注者は、支柱丸太すべてを、使用前に指定の防腐剤を2回塗とし、乾燥して置かなければならない。支柱に真竹を使用する場合は、各型式とも、すべて竹の先端は節止めとして、結束部は、縄の動揺を防止するため、竹に鋸目を入れることとする。

1 - 3 - 6 添木の取付

受注者は、添木は樹木植付け後に、根元を埋め込みのうえ、立付け、樹幹との取付部には、杉皮を巻き、しゅろ縄で、動揺しないよう3箇所を、割掛け、または八掛け結束とする。

1 - 3 - 7 植栽後の手入

受注者は、樹木並びに株物の植栽が終わったならば、ふところ枝、混んだ枝等のせん除、切透し、小枝間の掃除その他、必要な手入れをしなければならない。

1 - 3 - 8 植栽樹木等の枯損補償

受注者は、植栽樹木等が工事完了引渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。）となった場合には、当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は発注者と受注者とが立会いのうえ行うものとする。

ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動等の天災などにより流失、折損、倒木した場合はこの限りでない。

なお、移植工事（植物材料の支給による工事を含む。）及び根回工事については、この対象から除くものとし、植替え時期については発注者と協議しなければならない。

第4節 移植工

1-4-1 一般

1. 受注者は、根廻しにあたっては、樹種、移植予定期間等に合わせて施工するものとする。この場合に一部の太根は切断せず、形成層の環状はく皮を行わなければならない。
2. 受注者は、堀取りの大きさを、樹種、樹木ごとに、仕様書に定めた大きさとする。太根は、鉢よりやや長目に切り取り、細根の密生している部分は必ず残さなければならない。
3. 受注者は、根巻きにあたっては、太根の切口をワラ等で養生し、細根の密生している部分は、傷つけないようにして鉢に巻き込まなければならない。

第5節 せん定工

1-5-1 一般

受注者は、せん定にあたっては、樹種に応じた樹形が長く維持されて、日照と通風を良くし、樹木が健全なる成育するよう行わなければならない。

1-5-2 冬季せん定

1. 受注者は、冬季せん定にあたっては、樹形の骨格を整えるためにせん定するものであり、側枝の除去がたびかさなり、見にくくなった枝については、更新のために必要な芽、または側枝を残してせん定しなければならない。
2. 受注者は、重複した枝を、切り捨て、その空間を埋めるための枝が伸長するよう整枝し、街路樹等の大きさの制限されるものにあたっては、強度の切り戻しを避けるよう将来を考慮し、せん定しなければならない。

1-5-3 夏期せん定

1. 受注者は、夏期せん定にあたっては、日光を吸収活用し、樹木の健全な生長を促し、樹冠の乱れや、病害虫の発生、台風による倒木等を未然に防ぐことを留意して、せん定を行わなければならない。
2. 受注者は、新梢のせん定については、高枝切を使用してもよいが、徒長枝、ふところ枝、余剰枝等のせん定及び間引については、前項に準じて、行わなければならない。

1-5-4 てんぐ巣病枝切除

1. 受注者は、てんぐ巣病枝の切除については、樹木の生育上、害のある病巣を切除し、健全な発育をさせる目的としており、切除及びその後における処置について考慮して施工しなければならない。
2. 受注者は、てんぐ巣病枝にあたっては、病枝のつけ根より、切り取らなければならない。また、樹種によっては、切口処置するものとする。
3. 受注者は、切り取った病枝を必ず完全焼却処分しなければならない。